

令和３年第１回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：令和３年１月２１日

午後１時３０分～午後３時３０分

場所：市役所 市民ホール

昭島市教育委員会

○教育長（山下秀男） 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和3年昭島市教育委員会第1回定例会を開会いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。それでは早速、会議に入ります。

日程2、前回の会議録署名につきましては、既に調整を終わり、署名もいただいておりますので御了承願います。

次に、日程3、教育委員会会議規則第16条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります。2番、紅林委員、3番石川委員でございます。よろしくお願いいたします。

日程4、教育長の報告に移ります。本年、最初の定例会でございます。皆様、改めまして本年もよろしくお願いいたします。傍聴の皆様におかれましては本年もどうぞよろしくお願いいたします。

新たな年を迎えまして、はや半月以上が経過をいたしました。各学校では1月8日から3学期が始まりましたが、昨年末からの首都圏を中心とした新型コロナウイルス感染症陽性者の急増により、始業式前日の7日、国による緊急事態宣言が1都3県に発せられまして、ちょうど8日、3学期の始業式から再び緊急事態措置の適応期間に入りまして、これが2月7日までということでございます。

そして現在は、11都府県に拡大される状況にあります。3学期、本年度の教育活動に当たる時期においてもコロナ禍がさらに深刻な状況となっておりまして、非常に厳しい教育環境となっております。今回は、前回のように臨時休校措置はとらずに感染症対策に万全を期した中で教育活動を継続してまいりますが、冬休みを挟んで、児童・生徒、教職員等にも陽性者、濃厚接触者が出ておりまして、市のホームページでも掲載しておりますが、今も陽性者、濃厚接触者、ともに発生している状況でございます。いずれも軽症、無症状ということで自宅待機等の対応で、3学期の教育活動に今のところ大きな支障は生じておりませんが、1つとして、これからの教育活動にはさらなる感染症対策の強化を緩むことのないよう注意喚起して、気を引き締めながら対応するよう改めてお願いしたいこと、2つとして、同時に該当する児童・生徒教職員への人権上の配慮に万全を期していただきたいこと、3つとして18日付で新型コロナウイルス感染症に起因する児童・生徒の出席停止及び学校の臨時休業等の措置について、保護者宛に通知書を発出いたしましたので、全校においてこれを周知徹底するようお願いしたいこと。この3点を校長会、副校長会を通じて伝えたとところでございます。

3学期は進級進学に向けての仕上げの大切な学期でもあります。特に小学6年生、中学3年生には進学に向けての不安と期待の中で何かと思い悩むことが多くなる時期でもありますので、児童・生徒に寄り添うことはもとより、御家庭への対応にも齟齬が生じないよう、しっかりと対応をお願いしたい旨、あわせてお伝えしたところでございます。

小中学校におきまして、この時期は次年度令和3年度の教育活動への対応についても十分に準備を進めていかなければなりません。中学校におきましては新学習指導要領の実施開始年度でもありまして、さまざま並行しての準備となりますが、学校と教育委員会が一丸となって、子どもたちの教育に全力を尽くしてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、令和３年度の当初予算について申し上げます。新年度の当初予算編成も、今や最終の詰めとなっております。先般、理事者査定を終え、来月初めからは正副議長をはじめ、議会側への説明も予定しております。コロナ禍にあって大幅な収税減が見込まれる中ではありますが、教育予算については校長会からの予算要綱等も十分踏まえプライオリティをもって、できるだけ確保できるよう予算要求したところでございます。詳細につきましては、もう少し時間をおいてお知らせすることになりますが、令和３年第１回市議会定例会に提案させていただき予定でございますので御承知おきいただきたいと存じます。

次に、１月１１日成人式の日に行いました第６７回昭島市成人式についてであります。後ほど詳しく報告がありますが、私からはこの緊急事態宣言下において対面での式典を開催することが妥当か否か、賛否両論がある中で、対面開催の決定に当たりましては非常に難しい判断をしなければならませんでした。本市としては、元々６つの中学校を３校区ずつ分けて、午前と午後に分散しての開催を予定しておりましたが、緊急事態宣言を受けまして、感染症対策を当初の想定より一段と強化をして、さらに万全を期すこと、御来賓の方々の人数をさらに縮小させていただきこと、そして実行委員会企画に関わる催し物を変更することとして、さらに開催時間の短縮を図った中で対面での式典を挙げることにいたしました。

午前の部、午後の部を合わせて５９３人の新成人の出席がありました。特段トラブルもなく、整然と挙げる事ができ、関係各委員に御礼を申し上げる次第であります。教育委員を代表しましては、午前が氏井委員、午後の部が紅林委員に御出席をいただきました。本当にありがとうございました。

本日、私からは以上でございます。また、教育委員会の名義使用承認は、前回報告以降、ございませんでした。

ただいまの報告に関しまして御意見などございましたらお願いしたいと思っております。

よろしいですか。特にないようですので、以上で日程４を終わります。

それでは日程５の議事に移ります。初めに、議案第１号「令和３年度昭島市立学校校長等の任用に関する内申」につきましては、前回の定例会において決しましたとおり、審議の内容が人事に関する案件でありますことから、教育委員会会議規則第２条但し書きの規定によりまして非公開となっております。これにつきましては、既に定例会前の会議において審議が終了してございます。

次に、議案第２号「昭島市学校給食運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○学校給食課長（原田和子） 議案第２号「昭島市学校給食運営審議会委員の委嘱について」提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

昭島市学校給食運営審議会委員につきましては、昭島市学校給食運営審議会条例第３条第２項の規定に基づきまして組織するものでございますが、学識経験者として委嘱しておりました拝島第三小学校 PTA 会長の山田大祐氏が、令和３年１月６日付で退任されましたので、後任の児島大輔氏を委嘱いたしたく本議案を提出するものでございます。

任期につきましては、令和4年7月31日まででございます。

以上、簡略な説明で恐縮に存じますが、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（山下秀男） 議案第2号について説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお受けいたします。

いかがですか。特にございませんね。それではお諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（山下秀男） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり決しました。

次に、協議事項に入ります。本日、協議事項は1件でございます。

初めに協議事項1「令和2年度昭島市立学校卒業式における告示及び令和3年度昭島市立学校入学式におけるお祝いの言葉について」事務局より説明をお願いいたします。

○指導主事（水谷延広） 協議事項1「令和2年度昭島市立学校卒業式告辞、及び令和3年度昭島市立学校入学式におけるお祝いの言葉について」提案いたします。

前回の定例教育委員会の協議を受け、何点か修正いたしました。

初めに、小学校、中学校の祝辞、告辞のすべてにわたり、修正した点を申し上げます。

1点目は、1行目の「昭島市教育委員会から、お祝いを」という箇所を、「昭島市教育委員会より、お祝いの言葉を」に修正いたしました。

2点目は、「新型コロナウイルス等」となっていた部分を「新型コロナウイルス」という表現に改めました。

次に、協議資料1-1を御覧ください。小学校卒業式の告示につきましては7点修正をいたしました。1点目は4行目の「小学校における6年間の全課程を修了され、本日、卒業証書を手になされたことを」という部分を「本日、御卒業の運びとなりましたことを」に修正いたしました。

2点目は、8行目の「初めての状況のなか」という部分を、「これまでに経験したことのない大変な状況のなか」に修正いたしました。

3点目は、9行目から10行目にかけての「その役割を果たす努力をしてきたことでしょう。」という表現を、「その役割を果たす努力をしてきました。」に修正いたしました。

4点目は、10行目の「四月から始まる希望に満ちた中学校生活でも」という文章を「四月から始まる中学校生活でも」というように「希望を満ちた」という表現を削除いたしました。

5点目は、10行目から14行目の文章を次の3つの文章に分けました。1つ目は、「これから、新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間、皆さんは、新しい生活様式の実践を通して自分や周りの人たちの身を守ってください。」という文章です。2つ目は、「このような時だからこそ、今まで学び、経験してきたことを生かすとともに、何事にも疑問を持ち、主体的に学び続けてほしいと思います。」

という文章です。3つ目は、「周りの人とのつながりを大切にして共に学び合い、助け合い、希望をもって未来を切り拓いていってください。」という文章です。

6点目は、21行目、下のほうになりますけれども「感染症拡大防止」という部分を「感染症対策」に修正いたしました。

7点目は、21行目から22行目の「お子様の健康や心を」となっていた部分を、お子様の心身両面にわたる健全な成長を」という表現に修正いたしました。

続いて協議資料1-2、令和2年度昭島市立中学校告示について4点を修正いたしました。

1点目は4行目の「中学校三年間の全課程を修了した証である卒業証書を手にされましたことを」という部分を、「本日、ご卒業の運びとなりましたことに」に修正いたしました。

2点目は、11行目から15行目の文章を次の2つの文章に分けました。1つ目は、「新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間、新しい生活様式の実践を通して自分や周りの人たちの身を守ってください。」という文章です。2つ目は、「これからの先行きが見通しにくい社会を生き抜くために、様々なことに疑問をもち、自らの頭で考え、友達、学校、社会と繋がりながら、希望をもって自分の夢や将来を力強く切り拓いていただきたいと思います。」という文章です。

次に3点目は、22行目から24行目の「新型コロナウイルス感染症拡大防止という部分を、「新型コロナウイルス感染症のまんえんという、これまでに経験したことのない大変な状況の中、その拡大防止」に修正いたしました。

4点目は、24行目から25行目の「お子様の健康や心を」という部分を、「お子様の心身両面にわたる健全な成長を」に修正いたしました。

次に、協議資料1-3を御覧ください。小学校入学式の祝辞につきましては、2点修正をいたしました。

1点目は15行目の「子どもたちは友達や上級生と関わりながら自分たちの世界を作り」という部分を、「子どもたちは先生方や友達、上級生と関わりながら」というように先生方という言葉を追記し、自分たちの生活を作りという表現を削除いたしました。

2点目は25行目の「感染症拡大予防策」となっていた部分を、「感染症対策」に修正いたしました。

続きまして、協議資料1-4、中学校入学式の祝辞につきましては、3点修正をいたしました。

1点目は、10行目の「昭島の自然を愛し」という部分を、「昭島の自然や文化を愛し」というように、「文化」という言葉を追記しました。

2点目は、12行目から15行目の文章を次の2つの文章に分けました。1つ目は、「また、新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間、新しい生活様式の実践を通して自分や周りの人たちの身を守ってください。」という文章です。2つ目は、「そして、先行きが見通しにくい状況の中であっても、友達、学校、社会と繋がりながら、希望をもって自分の学習や生活を力強く切り拓いていただきたいと思います。」という文章です。3点目は、下のほうになりますが27行目の「感染予防策」となっていた部分を、「感染症対策」に修正いたしました。

以上、御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長（山下秀男） 協議事項1について説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですか。もういろいろと事前に見ていただいて、かなり時間も取っていただいたので、もしよろしければ、これをもって了承ということで、御承認ということでよろしいですね。

ありがとうございます。それでは以上で協議事項1を終わります。次に、協議事項2「昭島市いじめ防止対策推進基本方針の改正について」事務局より説明をお願いいたします。

○指導課長（吉成嘉彦） 協議事項2「昭島市いじめ防止対策推進基本方針の改正」について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまでとは異なる学校生活をはじめとしたあらゆる生活環境の中で、子どもたちは大きなストレスを抱えております。こういった心的ストレスは、いじめや不登校といった形で現れ始めており、早急に取りかかるべき問題であると認識しております。平成25年9月より施行されている「いじめ防止対策推進法」では、学校いじめ防止基本方針として、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」と記しています。昭島市では、平成26年2月に「昭島市いじめ防止対策推進基本方針」を策定しておりますが、策定から数年が経過しております。そのため、コロナ禍による子どもたちの状況を踏まえた上で、基本方針を全面的に見直し、お手元にお配りしました新旧対照表のとおり改正を行うところでございます。

詳細は新旧対照表の別紙のとおりとなっております。そちらのほうを御覧ください。ページの右側が現行のものでございまして、ページの左側が改正後のものであります。改正部分については下線で示しておりまして、今回は現行のものよりもかなり丁寧に細かくつくっておりまして、それだけ組織として子どもたちをしっかりと見ていき、未然の防止策であったり、万が一起きた場合の迅速な対応についてしっかりとやっていくという心構えをこの基本方針の中で示しているところです。

主な改善部分につきまして御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。「いじめ防止に等に係る基本的な方向に関する事項」に「3、いじめの理解」の項目を加えております。

次にまた、2ページから3ページを御覧ください。こちらにつきましては「基本的な考え方」に関する事項に詳細項目を追加しております。右側のページと左側を比べるとかなり細かく内容が入っているところが御理解いただけたらと思っております。

次に、4ページを御覧ください。「教育委員会の取組」の各項目内容の構成員や役割等を明確にし、そして整理をさせていただいたところでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。こちらでは「相談体制の構築」ということで、各学校がさまざまな状況の子どもや家庭を確認した場合に、こういった

所に連絡すればいいということを、すぐにまた家庭にも周知できないということで、改めてこのページを作成させていただいたところでございます。

続きまして、9ページです。この9ページから11ページにかけて、「学校における取組」の「学校様式」、ここの所を変更しまして、現状に合った内容にしているところでございます。

12ページを御覧ください。12ページでは「組織的ないじめ対応の流れ」ということで、現行のものは教育委員会に届いてからまたさらにその先どうなるかという細かいところまであるんですが、まず学校のほうには学校に連絡すること、教育委員会に連絡するところを、もっと簡単にシンプルにわかりやすくということで、図のほうを整理をさせていただいたところです。

そして次に、14ページから15ページを御覧ください。ここでは、「重大事態に関する事項」を新たに追加させていただきました。重大事項と思える事案があった場合、迅速に教育委員会に報告をし、そこからスムーズに対応ができるようにということでこのページを設けまして、続いて16ページを御覧ください。この16ページのところでは、重大事態発生時の対応を教育委員会としてはどのようにやっていくかということ整理して示したものでございます。本方針につきましては、令和3年2月1日から施行していきますけれども、その都度、社会の状況等によりより丁寧に対応できるように基本方針は今後改定をしていくこともあると思っております。

以上、「昭島市いじめ防止対策推進基本方針の改正」について説明を終わると同時に、このあと、皆様の御協議方よろしく願いいたします。

○教育長（山下秀男） 協議事項2について説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

○委員（氏井初枝） 大変見やすい資料と詳しい御説明、どうもありがとうございました。

例えば1ページのいじめの理解についての教材に書かれていることとか、頭ではわかって、こうやって明文化されてきちんと書かれていると、これを見たときに再確認できるとか、それから今、学校などは若い先生方が増えてきている状況の中でも、その中でもスタートラインが同じ所から子どもたちへの対応ができるということもあると思いますので、この改定案、すごくすばらしいなというふうに感じております。それから重大事態なんていうことは起こらないのが一番いいですけども、絶対ないと言い切れないので、そういうことについても追加で入っているというところが、本当に何か起こったときに慌ててしまうなんていうことがなく、こういうマニュアルがあるとすごくいいのではないかなというふうに感じました。

ちょっと横道にそれるんですけども、学校というのはこういう基本方針というのが出る前から子どもたちの掌握に努めていて、一人ひとりの先生が対応なさり、学校全体でもいろいろな工夫をしながらずっと以前から対応しているところなんですけれども、なかなかいじめというのは、どうしても完全になくすということが難しいということが実情です。自分も現場にいた時に、自分が担任として子どもたちの心を掌握するためにさまざま自分なりに工夫して取り組んだという

こともありますし、管理職になってから学校全体で何か起こった時には、夜間の保護者会を開いたりとか、生活指導主任とか担任と一緒に家庭訪問をさせていただいてとか、いろいろな経験をしてきたということもあります。これができることをきっかけに、また学校でも再度見直していただいて、少しでもこういうことがなくなる世の中になってほしいなということを強く感じております。

いじめの理解の2ページの(5)の所なんですけれども、大人が他者の弱みを笑いものにしたりとかいうこの項目ですけれども、子ども社会の中で起きていることというのは大人社会の合わせ鏡とよく言われますよね。だから学校でだけとか子どものことでということだけではなく、大人自身が、我が身を振り返って自分自身もそうなんですけれども、我が身を一人ひとりが振り返って、子どもたちに悪い影響を与えないような節度ある行動をしていくということがすごく大事なと、特にコロナのことでいろいろ見聞きしますけれども、やっぱり人間として何が大事かという、やっぱり心、人を大切にするとかそういう基本的なところというのを大切にしていかなければいけないということは絶対なくならないことですし、これをきっかけに皆がまた心して、いろいろなことに取り組んでいけたらいいなということを感じました。

以上でございます。

○教育長（山下秀男）　ありがとうございます。

○委員（白川宗昭）　ちょっとそもそも論で恐縮なんですけれども、平成25年にいじめ対策推進法というものができて、それで26年に昭島でも作成したという流れでございますけれども、そこに関わるのかなと思うんですが、いじめの定義というのがありますよね。そのいじめの定義の文章が非常にわかりにくい文章なんです、読んでみますと「いじめとは、児童・生徒に対して当該児童などが在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的影響を与える行為」というふうになっているんですけど、これをそのまま読むとすると、同じ学校の中においていじめること、いじめられること、両方を想定しているということになりますよね、これ。同じ学校とも限らないじゃないかと、ちょっと最初に素朴な疑問を読む前に感じたんですけれども、ほかの学校との関係、その辺のところは全く想定されていない基本方針なのかというのを一つ感じた次第です。それについてどう思われるかというのをちょっとお聞かせ願いたいということが1つです。

あとそれで申し上げますと、3ページ目ですけれども、3ページ目のいじめの対処の一番下の丸印の所に「躊躇」という言葉が入っているんですけど、これはどう読むのか、ちょっとわかりませんけれども、それを確認していただきたいと思いました。

それから3つ目は、表が16ページですか、上のほうは、在来のことと理解していいと思うのですが、下のほうが今回の改正ということだと思いますけれども、いじめ問題防止会議というのがこの文言の中にはあるんですけれども、この図の中には下の図のほう、防止会議というのが出てこないんですけれども、そこはどういうふうになってくるのかというのが一つあります。それからもう一つ

は、真ん中の図のイメージ図の真ん中あたりの所に、教育委員会の中に、教育委員会いじめ問題調査委員会と書いてあるんですけども、これについての説明が本文の中にはないように思われました。もう一つの問題は、これの構成員というのはどういう人が入っていくのかという問題もあろうかと思えますけれども、いずれにしてもその辺のイメージ図がちょっとはつきりしない部分がありますのでお聞かせ願えればと思って申し上げた次第です。以上です。

○指導課長（吉成嘉彦） いじめの1番目にいただきました、いじめの定義等の、この文章については国のほうで示されているものをそのまま出してきたところなんですけれども、当然、委員がおっしゃるとおり、どうしても学校と限定されように見られがちですけれども、同じ学校ということではなくて学校全般にということもありますし、学校外のこと、「等」の所で入っておりますので、あらゆるところで起きるいじめについてここでは示しております。そういった理解で学校のほうにも伝えているところでございます。

続きまして、3ページのいじめの対処についての一番最後の丸ですけれども、重大事態の疑いの場合には「ためらう」ことなく関係機関と連携し対応を行うというふうに、読みづらいうでしたら、こちらのほうをひらがなで書くとか、ちょっと配慮させていただきたいと思えます。「躊躇う」とさせていただいているところです。

○委員（白川宗昭） ためらう。

○指導課長（吉成嘉彦） はい。続きまして、御指摘がありました16ページの図ですけれども、今おっしゃるとおり、上の図が現行のもの、下の図が基本方針、今後こういったところなんです。まず1つ目にいじめ防止会議がここではないじゃないかということでお話ししていただきまして、そのとおりでございまして、今回は重大事案発生時のということで、重大事案に、前回もそうだったんですけども、いじめ防止会議自体が重大事案に直結するものではなくて、日常に保護者、地域の方等を含めていじめを減らすためにこういったことをやっているかという協議会の内容でございまして、ですから重大事態に特化したことではないということで、見やすくするためにそこについては省かせていただいているところでございます。

そして、真ん中にあります昭島市教育委員会いじめ問題調査委員会、このことが今後すごく重要になってくる事項で、この機関は何をするかということ、重大事案が発生して、その重大事案について、これは一体どういうことなのか何が原因なのかということとを徹底的に調査する期間で、第三者を交えた機関でございまして、ですから真ん中の所は昭島市教育委員会とは書いてございますけれども、教育委員会が窓口となって、教育委員会とはまた別の第三者のものを集めて徹底的に調査をするというような機関です。それについては、今、どういう要望をつけてどういう人材でというところで詳細を今詰めているところで、また今後、条例化等も考えて改訂しなければいけないということもありますけれども、とにかく今、こういった重大事態が起きたときにはどういう形でやるかという位置づけだけはしっかりしておきたいということから、ここに示させていただいているという

ことで御理解いただきたいと思います。

○委員（白川宗昭） ありがとうございます。だいたいわかりました。

ただ、いじめの第三者委員会といじめ問題というのは、大体セットで、同じくくりもいいみたいな感じなんですか、イメージとして。

○指導課長（吉成嘉彦） 真ん中にあります、いじめ問題調査委員会につきましては、このいじめ自体が実際どうだったのかということを第三者を交えてしっかり調査をしまいます。その調査の内容について市長にその結果を報告いたします。市長が、いや、この結果ではまだ十分ではなくて、さらに進んだ調査が必要だといったときに、市長の意見により第三者委員会を設置することもあるという考え方になります。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。

○委員（白川宗昭） わかりました。まだちょっとこれから詰める部分も大きいということですね。

○教育長（山下秀男） これは、いじめ防止対策推進法、こういうものが基本にありまして、その法律の条ごとの規定になるべく沿う形でこの基本方針のほうを改正をしたということございまして、今までのものが、かなりざっくりしたもので、すべてを法に基づくもので満たしているかというのと、やっぱりちょっと抜けているようなところなんかもありましたので、代理弁護士を通じての申入れ等もありまして、改めてこれを見直した時には、さらに適切なものにしていったほうがよからうということで今回の改訂に至ったものでございます。

ほかにございますでしょうか。

○委員（紅林由紀子） 今回、改正の背景について御説明いただきまして、本当に今の状況下において、より丁寧に細かくしっかりと対応していくということで、このように改正されたということで読ませていただきましたけれども、大変よくなったなというふうに感じております。ありがとうございました。

特に、1 ページ目の基本方針の位置づけとか、2 ページ目のいじめをどう捉えるのかといういじめの理解という部分がきちんと言葉として明確にされていたのがとてもいいというふうに思いました。

その中でも私が感じましたのは、いじめの理解の中の(2)、(4)、(5)というあたりは、いろいろ言われてはいますけれども、きちんと文言としてはきちんと記されてこなかった、なんとなくこうだろうみたいな、いろいろ意見は出ていても、こういう形でしっかりと文章にさせていただくことで共通の認識としていじめに立ち向かっていけるという意味で、とてもこういうふうにされた意義は大きいのではないかなというふうに思いました。

氏井委員も先ほど(5)の文言についておっしゃっていましたが、私も全く同感で、やはり大人がというのは、学校のことのように書かれていますけれども、

学校のこと、子どもと先生方のことだけではなくて、やはり地域、大人、そして保護者が、やはり共通の認識としてこういうことが大事なんだということを理解していないと、やっぱりいじめはなくなっていく、減っていくというふうに私も感じております。

ですので、これを学校のことのように防止対策というか、防止対策の基本方針と書かれていますけれども、学校のことではなくて本当に昭島市全体のこととしてやはり皆がこういうことを学んでいけるような場が増えていくといいんじゃないかなというふうに思います。

先日ちょっと新聞で、ちょっと著者の方の、お名前と本の名前を忘れてしまっしょうもないんですけど、よく幼稚園とか小学校の低学年ぐらいのお子さんが、男の子が女の子をいじめたり、からかったりというようなことをした時に、きっと何々ちゃんは何々ちゃんのことを好きなのよね、だからそんなふうに通っちゃうのよね、みたいなことを保護者の方が言うことがありますよね。それは違う、それは間違っているということをちゃんと教えたほうがいいというような本があって、それを読んで、私はなるほどなと、すごくそのときに思ったんですけど、それをよしとしてはいけないということがすごく大事なんだと思うんですね。それをよしとしてしまうと、まったく男の子はしょうがないわねみたいなふうにして、それをそのままにしておくと、結局、いじめられた、ちょっとからかわれた女の子は、好きだからからかわれちゃうということもあるんだなというふうにして、それが大げさになっていくと、要は、デートDVとかみたいなことになってしまうこともありますし、男の子もそういう人権感覚を磨く機会を失ってしまうということにもなると思うんですね。ですので、それを先生方もですけども、地域の人、そして保護者も学んでいけるような形に、これになっていくといいなというふうにとっても強く思いました。

この部分についての私の意見というか感想は以上です。ちょっとほかの点についてもお尋ねしたい点があります。1点目は、2ページの「地域、保護者一体となって」というところが、2ページだけではなく何カ所もあるんですけど、この地域と保護者が一体となっていじめを防止していくというイメージというか、具体的にはどういうふうに、情報提供なり、見守りなりをしていくのかという部分が結構難しいところだと思うんですね。保護者は誰さんが誰さんをいじめているみたいなことって、なかなか噂で聞いてしまってもそれをどうすることもできなかったりとか、かえって事態は悪化してしまうのではないかなみたいなふうに思って、なかなか動けない、言うてはいけないのではないかな、みたいに思うところもあるので、それをうまくやって、地域、保護者を巻き込んで、このいじめ防止をしていくということは、どういう形をイメージされていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思いました。それが1点目です。

2点目は大変細かいことで恐縮なんですけれども、12ページ目の左側の図の新しいほうなんですけれども、この一番左側の加害児童・生徒という囲みがあるんですが、その中に書いてある文言が、上の被害児童・生徒の文言と同じになっていて、旧のものと文言が変わっているんですけど、これは間違い、誤植なのか、それともこういうふうに変えられているのかというのをちょっとお聞きしたいと思いました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○指導課長（吉成嘉彦） 初めに、感想等、御意見ありがとうございました。私どもも今回は、学校だけのことだけではなく、また、子どもだけのことではなくて、市全体、学校全体の大人も一緒になってこれを撲滅しなければいけないんだという気持ちで、強くメッセージとして出させていただいたところですので、そのところで御意見をいただいたのは非常に感謝しているところでございます。

そこで今、委員がおっしゃったように、じゃあ地域と保護者が一体となつてということは、これは具体的にどういうことなのかということで御質問をいただいたところですが、16 ページを御覧いただけますでしょうか。16 ページ左側のところで、上の図も下の図も同じなんですけれども、保護者、地域、そして学校サポートチームというくくりがあります。この学校サポートチームというのは、具体的に保護者の PTA の役員であったりとか、地域にいる民生児童委員や、また子ども家庭支援センターとか関係機関のところも含めたいじめに対応する学校の中での協議会というものを年度当初にやるということは決まっているんです、各学校ごとに。ですから、こういった状況の時には、ぜひ、状況提供をくださいとか、こういうときにはぜひとも知恵をお借りしたいということで、一緒になってやっていく、私なんかも学校現場の経験があるんですけれども、民生児童委員さんからの情報提供というのは非常に大きいところがあつて、家庭の中でも学校でも見えないところ、そして地域を歩いていると、子どもの泣いている声がするとかいうところから発覚することもあるので、こういったところを定期的で協議会ということでやっていくことによって、その意識を高めていくこういったことが非常に重要で、ただ、どこまでがプライバシーに入っているかというのは非常に難しいところがありますけれども、アンテナを高くするいい機会にはなっております。

それと 2 点目に御指摘いただきました 12 ページの所ですけれども、申しわけありません、これは誤植でございます。あとで修正いたします。ありがとうございました。

○教育長（山下秀男） ありがとうございます。ほかにございますか。

○委員（紅林由紀子） あともう 1 点、すみません。ここというわけではないんですけれども、保護者と連携を取つてという部分で、被害児童の場合は、児童・生徒の場合、保護者は割といじめられている本人から訴えを聞いたり様子がおかしかったりというようなことで気がついて、学校に相談したりということがしやすいんですけれども、加害児童の場合はそれがしにくいということがあると思うんです。要は自分の子どもがいじめをしているということを保護者が気づきにくいということがあると思うんですけれども、それは、例えばいじめられているお子さんの保護者が直接、その加害児童の保護者に言ったりすると大変なことになってしまうということが、そういうことがあるのかもしれないんですけれども、あまりそれは好ましくないというふうに、多分、学校ではお考えになると思うんですが、保護者も自分がいじめをしている、自分の子どもがそうしているということを知

ることはとてもショックですけれども、もしくはそういった自分の今の保護者の精神状態だったり、今、コロナだったらいろいろな職業、仕事上の苦しいところ立場になってしまったというストレスから、もしかすると子どもにそういう悪影響が及んでそれによっていじめを誘発してしまうというということもあると思うんですけれども、そういった加害児童・生徒の保護者への対応というのはこういうふうにしましょうみたいなことは、どこかにきちんと触れられていらっしゃるのでしょうか。

○指導課長（吉成嘉彦） まずはいじめの未然防止、いじめの早期発見、早期対応というところで、子ども中心のところで書いているところがあります。当然、保護者の方がショックを受けるということは重々承知をしているところで、毎年のようにいじめの加害者側の保護者の方が、あとから知って大ショックを受けたというところでお話を聞いています。私どもとしては、当然そちらのほうもケアはずっとしているところです。そしてやっぱり、被害・加害の子どもだけではなくて保護者同士もしっかり話し合って、大人全体で子どもたちを見ていこうという形で、きちっとまとめていけるようにということで、学校でも指導等も含めてきているところです。そういったことについて、細かく状況等についてどういうふうに対応するかで変わってくるところがありますので、一律に加害の保護者への対応ということで示せないところがあったので、全くやっていないわけではないんですけれども、こちらの基本方針には、特段それについては示していないということになります。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。かなりその辺はデリケートなところでもありますし、中心は児童・生徒ということで、それをその学校現場も地域も教育委員会も市長部局、市長も、総がかりでそういった問題について正面から対応していこうということで、この基本方針ということになっておりまして、学校現場での対応としてはもちろん保護者も含めて加害も被害も対応していくルール、一定の指導法というのは持っていますので、その中でフォローしている部分も大きいのかなというふうに考えておりますけれども。さらにございますか。

○委員（紅林由紀子） 本当にケースバイケースで難しいデリケートな問題だと思いますので、こうなったらこう、みたいなマニュアル的には書けない部分だと思います。なので、そういうマニュアル的な部分ではなくて、基本的には被害者の児童・生徒加害者の児童・生徒、そしてその両方の保護者、をきちんとケアというか配慮ですかね、ということをお忘れないうことを踏まえていただければなというふうに。もちろん踏まえていらっしゃると思うんですけれども、そこをきちんと押さえておいていただければというふうに思いました。

○学校教育部長（高橋 功） 今、紅林委員がおっしゃったとおりで、今、その点については学校、教育委員会がそれぞれのケースに基づいて、とにかくあったいじめという行為で被害にあっているお子さんが苦しんでいますし、場合によっては加害のお子さんも何かの要因があつたとか、特性があつてそういうことが起こって

いるということで、とにかく、そのまず当事者、今は被害者ですけれども、ケアをしてもらう加害者についても対応していくと、その中では、それぞれ当然保護者の方にそれをきちんと事実をお伝えして、対応など共通認識を持って進めなければ解決しませんのでそういう対応をさせていただいています。それぞれのお子さんの特性であったり、保護者の方の家庭状況であったり、それは働いている方であれば仕事が忙しいとかさまざまな要因もあります。それについては、当然、学校には心理士であったり、スクールソーシャルワーカーなどの専門職もおりますので、そのケース、ケースに専門職も関わりながら、部署についても教育委員会だけではなく、例えば、子ども家庭支援センターであるとか、そういう所も連携しながら、そのケースケース、専門家なども含めて共通認識を持って対応していると、それをとにかく事実をきちんと把握をして、その事実に基づいてそれぞれ対応しているということで、今紅林委員からも、その辺のような家庭環境だとかいろんな関係があるだろうということの御意見だと思いますので、そこについては引き続きしっかり対応していきたいというふうに考えております。

○教育長（山下秀男） どちらも配慮していくということですかね。

ほかにございますか。

よろしいですか。それでは特にこれで御承認ということでよろしゅうございましょうか。それでは承認ということでありありがとうございます。

以上で協議事項2を終わります。次に、報告事項に入ります。報告事項(1)「令和2年度昭島市立学校の児童・生徒及び保護者アンケートの調査結果について」事務局より説明をお願いします。

○指導主事（水谷延広） 令和2年度「昭島市立学校児童・生徒及び保護者アンケートの調査結果」について、資料を基に御説明いたします。

本調査は毎年行っているもので、資料は令和2年度の調査結果です。調査対象は市内小学校第4学年から第6学年の児童及び保護者、中学校では全学年の生徒及び保護者を対象に実施いたしました。本日は、結果の一部について、今後の方向性とあわせて御報告させていただきます。なお、昨年度までと内容が同じ質問につきましては、令和元年度、平成30年度の児童・生徒の結果も参考として載せております。

1ページをお開きください。最初に「1 確かな学力①」を御覧ください。「学校の授業はわかりやすいですか」については、93%の児童、87%の生徒が、肯定的な回答「とてもわかりやすい」、「わかりやすい」をしております。これらの結果を踏まえ、今後も、各校で授業改善推進プランに基づき、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の取組をさらに進めてまいります。また、デジタル教科書やタブレットを効果的に活用し、児童・生徒にとってよりわかりやすい授業を実現してまいります。

続きまして、5ページを御覧ください。「1 確かな学力⑤」を御覧ください。「放課後に1日平均、何時間勉強していますか」については、小学校では74%の児童、中学校では62%の生徒が、放課後に1日平均、2時間未満勉強していると回答をしております。また、家庭学習の習慣について、小学校では66%の保護者、中学

校では50%の保護者が肯定的な回答「そう思う」、「だいたいそう思う」をしています。

以上の結果を踏まえ、各校において、児童・生徒の望ましい学習習慣を確立するために、各教科等において計画表の作成や実際の取組に対する振り返りの実施、他者の家庭学習の方法について知ることによって自分の家庭学習を見直す活動などを行うように指導・助言してまいります。また、学習習慣の確立のためには、基本的な生活習慣の確立が重要であることから、「グッドモーニング 60 分」等を活用した朝の生活の改善等、生活習慣の見直し、改善も行うよう指導・助言してまいります。また、保護者に対しては、各学校が、保護者が考える学習習慣を踏まえた上で、家庭での効率的な学習の方法などについて保護者会で伝えていく必要があると考えております。

続きまして、7 ページを御覧ください。「2 豊かな心①」を御覧ください。「自分や友達を大切にしていると思いますか」については、肯定的な回答「とても思う」、「思う」をした児童・生徒は90%を超えております。保護者についても肯定的な回答「そう思う」、「だいたいそう思う」の割合は、小学校は92%、中学校は80%となっております。これは、各校における人権教育を中心とした自他共に大切にする心の醸成に向けた取組の成果の表れであると考えられます。今後も、各校で継続して、自分の大切さと共に他の人の大切さも認められる児童・生徒を育成する人権教育の充実を図ってまいります。

続きまして、10 ページを御覧ください。「2 豊かな心④」を御覧ください。「学校で落ち着いて安心して生活できていますか」については、肯定的な回答「できている」、「だいたいできている」をした児童は89%、生徒は90%となっております。保護者については、肯定的な回答「そう思う」、「だいたいそう思う」は、小学校が84%、中学校が77%となっております。今後も、各校において、すべての児童・生徒にやさしい学校・学級の実現に向けて「昭島市立学校教育のユニバーサルデザイン」の効果的な活用並びに学級満足度調査の分析結果及び心理士によるフィードバックを活用し、児童・生徒が安心して過ごせる学級経営及び個に寄り添った対応ができるように指導・助言してまいります。

また、継続して、気持ちが不安定な児童・生徒や不登校傾向にある児童・生徒に対しても、教育支援室の活用やフリースクールとの連携など、気持ちが安定するように配慮した心の居場所づくりに努めていく必要があると考えております。

続きまして、13 ページを御覧ください。「3 輝く未来①」を御覧ください。「自分の得意なことは何か」、「自分に向いていることは何か」について考えることがありますか」については、肯定的な回答「ある」、「時々ある」をした児童は80%、生徒は77%となっております。各校のキャリア教育において、今後の自己理解を深める学習や自分の生き方について考える学習をより一層推進してまいります。また、児童・生徒が学習等で達成感を味わえるようにするなど、より一層、自己肯定感を高めるために、褒める機会を増やしたり個に応じた課題を与えたりするなどの取組を推進するよう、各校で指導・助言してまいります。

続きまして、16 ページを御覧ください。「3 輝く未来④」を御覧ください。「自分の将来について考えることがありますか」については、80%の児童、76%の生徒が肯定的な回答「ある」、「時々ある」をしています。各校で、児童・生徒が

自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう、より一層キャリア教育を充実させるとともに、保護者会や学校公開日等を通して、自分を知る学習や上級学校調べ、職場調べ、職場体験等の取組、次の学年に向けた心構えや目標をつくる取組等をさらに丁寧に保護者に伝えてまいります。

次に、19 ページを御覧ください。「4 たくましい体①」を御覧ください。「学校で、遊んだり体を動かしたりしていますか」については、肯定的な回答「たくさんしている」、「している」をした児童は 81%、生徒は 68% となっております。保護者については肯定的な回答「そう思う」、「だいたいそう思う」の割合は小学校では 75%、中学校では 67% となっております。小学校に比べて、中学校では肯定的な回答の割合が低くなっており、中学校では、部活動等で日常的に運動を行っていない生徒の運動量が少なくなっている可能性もあります。新型コロナウイルス感染症対策により、児童・生徒が体を動かす時間が減少していることも踏まえ、各校において「元気アップガイドブック」等を効果的に活用しながら、日常的な体力向上の取組をさらに推進していく必要があると考えております。

続きまして、21 ページを御覧ください。「4 たくましい体③」を御覧ください。「学校で学んだ食事や栄養についての知識を生活の中で生かしていますか」については、肯定的な回答「よく生かしている」、「生かしている」をした児童は 70%、生徒は 57% となっております。保護者については、肯定的な回答「そう思う」、「だいたいそう思う」の割合は小学校では 63%、中学校では 55% となっております。以上の結果から、中学校の保護者の肯定的な回答の割合が特に低くなっており、より多くの生徒が学習したことを食生活に生かしていけるようにするために、取組の改善を図っていく必要があると考えております。各校においては今後も家庭科や保健体育科の学習、給食の時間、お弁当の日の取組等を活用して食育指導の充実を図り、よりよい生活習慣の確立を図っていくように今後も指導助言をしてまいります。

次に、22 ページを御覧ください。「その他 1-①」を御覧ください。「放課後は、どのように過ごしていますか」については、小学校においては、塾や習い事宿題や勉強がそれぞれ 20% 以上となっており、中学校においては塾や習い事、宿題や勉強に加え、部活動がそれぞれ 20% 以上となっております。以上の結果から、多くの児童・生徒が放課後、多様な活動を行い、有意義な時間を過ごしていることがわかります。今後も各校において、学習と運動、あるいは学習と部活動の両立等、放課後の有意義な時間の使い方について、一人ひとりのキャリア形成や自己実現の視点も踏まえながら、継続的に指導してまいります。

次に、23 ページを御覧ください。「その他 2-①」を御覧ください。まず、「自分専用のスマートフォンやタブレット等は 1 日平均、何時間使いますか」については、自分専用のスマートフォンやタブレットを持っている児童は 67%、生徒は 90% となっております。次に、使用時間については小学校では 2 時間未満が全体の 70% を占めており、中学校では 2 時間以上が全体の 63% を占めております。以上の結果から、小学校、中学校ともに所持率は高いと考えられます。また、中学になると小学生の時と比べ使用時間も長くなっております。今後も各校において、安全教育年間指導計画に基づいた安全教育をより一層推進するとともに、小学校低学年の段階から継続的に視力の低下防止や姿勢の保持等、健康面とも関連付けた利

用に関する注意事項やインターネット利用時の留意事項に関する指導を行っていく必要があると考えております。

次に、27 ページ「その他 2-⑤」を御覧ください。「学校で学んだインターネットを使うときのルールを、生活の中で生かしていますか」については、肯定的な回答「とてもよく生かしている」、「生かしている」をした児童は 76%、生徒は 70% となっております。保護者については肯定的な回答「そう思う」、「だいたいそう思う」の割合は小学校、中学校ともに 63% となっております。インターネットを使う際のルールはすべての人が守らなければならないものであり、肯定的な回答の割合は決して高いとは言えません。以上の結果を踏まえ、今後も各校において継続して、インターネットのルールについて、SNS 東京ノート等を活用して具体的な事例を挙げながら指導を行い、児童・生徒が日常生活に生かせるようにしていく必要があると考えております。

その他の項目につきましては、お時間があるときに御覧いただければ幸いです。
以上で報告を終わります。

○教育長（山下秀男） 報告事項 1 について説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

石川委員。

○委員（石川隆俊） こういう調査というのは 1 回しかやらないし、割に素早くやると思うんですけども、例えば単純に考えると自己肯定をする人が 8 割ということは大変に驚きですね。本当に子どもの心と言っても、この世に生まれたことが本当によかったのかと、自分が、そういうふうに思っているのか、あるいは自分の限界とか、周りの状況とか、そういうことを知った上でそう出るのか、8 割肯定、結構だと単に喜んでいいとは私は疑問に思います。結構子どもでもちゃんと自分の限界というものを知っていますから、著名になって世の中に知られるという人はごく一部ですから、なかなかこの辺の情報を取るのは難しいのではないかと私は思います。

○指導主事（水谷延広） 自己肯定感を子どもたちに持たせていくということは、学校の取組としてとても重要なことであるというふうに考えております。先ほども説明させていただきましたように、褒めることを多くしたりとか、それからそれぞれの児童・生徒に応じた課題を与えることでその子ができた、わかったという達成感を持たせるといった取組をしているところです。ただ、この回答につきましてはこういった結果が出ておりまして、これを踏まえて今後さらにそういった自己肯定感を高める取組については継続して行っていくというところですので、回答の取り方等、御意見をいただきましたので、また今後、参考にさせていただきながら来年のアンケートに生かしていければというふうに考えております。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。ほかにございますか。

○委員（紅林由紀子） 御説明ありがとうございました。まず、今、御説明があった中で、

豊かな心の4、5の部分ですね、学校で落ち着いて安心して生活できている、楽しく学校生活を過ごしているという児童・生徒の割合が9割いたということが何よりもほっとしたというか、安心しました。やっぱり、去年のああいった状況下において、大変な思いをして、子どもたちも大変な思いをしてきたと思いますし、休校が明けてからも学校も結構授業の中身としてもぎゅっと詰め込んだ部分もあったでしょうし、2学期も非常に長期間でしたし、いろいろな行事が形を今までと違った形で行ったとか、いろいろそういった状況下において、これだけ肯定的に安心してやれて楽しく学校で過ごせたというお子さんが多かったというのは、本当によかったなというふうに思いますし、いろいろ御配慮いただいた先生方に感謝申し上げたいというふうに思いました。

その中で、「豊かな心④」の矢印の下にお書きになっていただいたように、それでもやはり1割のお子さんは、不安を感じていたり楽しくないと思っていたりということだと思いますし、それは、もしかすると学級の中で、ある学級はそういうお子さんが多かったり、ある学級はすごく少なかったりというような、そういうバランスも多分あるんだろうと思いますので、これはそういうふうに答えたお子さんが誰かということは、きっと学校では把握していらっしゃると思いますので、ぜひそういうお子さんたちの見守り、寄り添いというものをぜひお願いしたいなというふうに強く思いました。それが1点でございます。

それからちょっと戻りまして、一番最初の「確かな学力①」の部分で、全体としては授業がわかりやすいといった児童が93%、生徒73%ということでございますけれども、今までの比率から見ると、「とてもわかりやすい」というお子さんは少し減って「わかりやすい」に少しシフトしているということなのかなと思ったんですけれども、それはやはりコロナでの休講明けの授業がハイペースに進んだりとか、1日で7時間授業があったりという日もあるというような、そういうことと関係が影響があるかというふうに感じていらっしゃるかどうかというのを、一つ、お聞きしたいというふうに思いました。

○指導主事（水谷延広） 肯定度につきましては「とてもわかりやすい」と「わかりやすい」ということで回答を設けました。「わかりやすい」に比べて確かに「とてもわかりやすい」ということで、この結果につきましてはいろいろな要因が考えられるのかなと思うんですが、一つはやはりコロナの影響で変則的な授業が行われていたり、それから、そもそも学校が再開するのが遅れたりということで、児童がスピードを持って急いでやらなければいけない状況がありましたので、そういったことで、なかなか子どもたちにとっては授業の内容がわかりにくかったり、少し理解ができなかったりというところは影響があったのかなというふうには考えております。

あと、それ以外の要因につきましても各学校の子どもたちの実態があらうかと思しますので、それにつきましてはまた今後、各学校を訪問するなどをして原因については考えていければというふうに考えています。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。仕方がないところではあると思いますので、これから状況、その実態に合わせてフォローをしていただければというふ

うに感じました。

それから、すみません、ちょっと引き続きまだあるんですけども、4 ページ目の「確かな学力④」のところで、これから中学校の新学習指導要領の本格実施ということで、話し合い、対話的な学びというような形で、今、8 割前後が参加しているという回答をいただけたというのは心強いなというふうに感じました。ただ、やはり 2 割のお子さんがちょっとうまく参加できないという感想を持っているというようなことだと思いますので、やっぱり性格的なこととか苦手なこととかいろいろあると思いますので、そういうお子さんが、ここに書かれているようにどうやったら参加できるかという工夫をしていただくということなんですけれども、これからタブレットの導入をされていくということで、そのタブレットの活用というのもその一つ、強力なサポートになるんじゃないかなと思いますので、そういったものもうまく活用して、手を挙げたり、口にはできないけれども書きはできるみたいな、そういうふうにしてみんなを巻き込んでいった授業をしていていただければと思いました。

あと、すみません、細かいんですけども、今回アンケートを見直していただいて、例えば「豊かな心⑥」、12 ページの「相談できる大人がいるか」というふうな形に変えられたのはすごくよかったなというふうに、この結果を見ても思いました。というふうに、ちょっとアンケートの項目変更に関する感想を述べさせていただきたいんですけども、この「相談してみようと思う大人がいますか」というのは、このスタイルにしてよかったなというふうに思ったんですけども、ちょっと思いましたのは、5 ページと 6 ページの、家庭学習と読書の時間についての区分けなんですけれども、ちょっとこれは、「放課後どのぐらい勉強していますか」というようなところで、小学生に対して「4 時間以上 4 時間未満」といったこの区分けはいいんだろうかというような疑問がちょっとありました。小学校 4 年から 6 年でも基本的に、すみません、娘が小学校にいた時は、学年掛ける 10 分というのが最低レベルというか、そのぐらいやりましようねといった指導をいただいていたんですけども、それから考えると、ちょっと 4 時間以上は、もちろん中学受験とかをされるお子さんでやっている方はいると思いますけれども、めどとして求める時間としては、これはもう少し小学校だったら、例えば 3 時間以上の人と、「2 時間から 3 時間」、「1 時間から 2 時間の間」、「1 時間から 30 分」、「30 分未満」とかで勉強していない子がどのぐらいいるかということが見えるような形に、時間数を変えたほうがいいのではないかなというふうに感じました。中学生は 1 時間ぐらいはしたほうがいいのかと思うのでこれでいいと思うんですけども、ちょっとその辺が、この時間だとどうかなと、実態が合うかなというふうに感じました。

それから読書についてなんですけれども、読書についてのアンケートは、ずっとこのアンケートをとられていて、多分いろいろ形を変えられてきたように私も記憶しているんですけども、これも、「放課後 1 日何時間読書をしていますか」というので「4 時間以上」というのは現実的かなというふうに感じるころがありまして、やはり学校から帰ってきて宿題もやって、それで、それから家で 4 時間以上読書をするというのは、そういうお子さんはいると思いますけれども、このアンケートにおいて何をとりのが一番いいのかというと、やはり読書習慣が定

着しているかどうかということが一番大事な事なんじゃないかなと感じますので、例えば週に何日ぐらい読書しますかとか、週末は読書しますかとか、朝読書を含めて、読書週刊がそのお子さんにあるかどうかということをとれるような質問項目に変えたらどうか、それがどういうのがいいかというのはちょっとすぐに出てこないんですけども、というふうにちょっと感じましたので、すみません、毎回この読書については悩ましいなというふうに思うところで、いい形が私の中でもなかなか見当たらないんですけども、ちょっとそれを感じました。

最後に3ページ目の、これはすごく細かいことで申しわけないんですが、問いに対しての児童・生徒の答えが、「よく取り組んでいる」、「取り組んでいる」という答えなんですけれども、表については、「とてもわかりやすい」、「わかりやすい」というふうになっているので、これはそろえられたほうがよろしいのではないかなというふうに感じました。

すみません、いろいろと申しましたが以上です。

○指導主事（水谷延広） 御意見をいただきありがとうございました。

まず初めの「確かな学力④」のところで、対話的な学習ということで「進んで参加していますか」、参加していない児童・生徒が20%程度いるというところで、今後タブレット等の活用という、今お話がありました、タブレットの活用することで一人ひとりの答えとか考えとか、回答が前の画面に映って、発表しなくても、そこでこういった意見があるとか考えがあるとかを共有したりとか、そういったものを活用できるという機会がこれから増えてくるかなと思いますので、そういったことを通して、こういった対話的な活動に参加できない児童・生徒への支援、指導ということをさらに進めていくことが重要なのかなというふうに思いました、というふうに考えております。

それから「確かな学力⑤」と「確かな学力⑥」の所の勉強の時間、それから読書の時間につきましては、この結果にも表れておりますように、4時間以上とか4時間未満というのが5%程度、小学校については、例えば児童については5%程度というふうになっておりますので、また実態に合わせて時間の区分、それから、以上がいいのか、未満がいいのか、区分けとか表現についても改めて見直して、来年度はより精度の高いものを実態に応じてつくっていければというふうに考えております。

それから「確かな学力③」の所については、これは申しわけございません、「よく取り組んでいる」、「取り組んでいる」、「あまり取り組んでいない」、「取り組んでいない」という回答になっております。これにつきましては、児童・生徒の回答についてはこれで取り組んでおりますので、申しわけございません、これは単純な誤植ということで修正いたします。ありがとうございました。

○教育長（山下秀男） ほかにございますか。

よろしいですか。それでは以上で、報告事項1を終わります。

次に、報告事項2「中学校における特別支援教室の設置について」事務局より説明をお願いいたします。

○指導主事（佐藤 誠） 報告事項２「中学校における特別支援教室の設置について」を報告いたします。資料を御覧ください。

市立中学校の情緒障害等通級指導学級体制は、令和３年度より特別支援教室体制に移行します。これにより、これまで瑞雲中学校と拝島中学校の２校に設置していた情緒障害等通級指導学級にかわり、全中学校に特別支援教室を設置します。

初めに、情緒障害等通級指導学級と特別支援教室の違いについて説明いたします。今までの制度では、市内中学校６校のうち、２校に情緒障害等通級指導学級を設置していました。そのため、２校以外の中学校に通う入級生徒は、指導を受ける時間だけ当該学級のある別の学校へ通う必要があり、生徒本人や保護者の大きな負担となっていました。今後は市内６校すべてに特別支援教室を設置し、拠点校にいる発達障害教育を担当する教員である巡回指導教員が、生徒の在籍校、拠点校または巡回校へ巡回して指導を行います。入室している生徒は在籍校内の移動で指導を受けることができ、在籍校で過ごす時間が増えます。このことにより、多くの生徒が指導を受けることができると考えられます。

なお、資料配布時点では、拠点校が未決定だったため、「現在調整中」と示しておりましたが、拠点校は「瑞雲中学校」と決定いたしました。その他５校は、巡回校となります。

次に、特別支援教室の指導対象となる生徒について説明いたします。特別支援教室の指導対象となる生徒は、これまでの情緒障害等通級指導学級の指導対象生徒と変わりません。通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害等の生徒で、かつ通常の学級での学習に概ね参加でき、一部、特別な指導を必要とする生徒が対象となります。

裏面を御覧ください。次に、特別支援教室における指導内容について説明いたします。在籍学級担任、巡回指導教員、保護者の方で作成された個別の教育支援計画、こちらは、令和３年度から「学校生活支援シート」と名称を改めます、及び個別指導計画に基づいて、計画的に指導を進めます。生徒は週に１から８単位時間、校内に設置された特別支援教室へ特別な指導を受けに行きます。特別支援教室の指導では、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識や技能等を養い、心と身体のバランスを整えて成長していくための基盤をつくることを目的としています。生徒一人ひとりの特性に応じて自立活動の指導を行います。例えば、コミュニケーションがうまくとれない生徒には、ロールプレイ等で適切な会話ができるようになるための指導を行います。また、相手の立場になって考えることが難しい生徒には、物語の登場人物の気持ちを考える等の指導を行います。特別支援教室の指導を受けることで期待できることは、巡回指導教員と在籍学級の担任が連絡を多く取り合うことができるため、同じ視点で指導を行えることです。また、生徒一人ひとりの特性に合ったきめ細やかな指導を受けることで、生徒の学力能力の向上や集団適応能力の成長が期待できます。

以上で、中学校における特別支援教室の設置についての報告を終わります。

○教育長（山下秀男） 報告事項２について説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

○委員（白川宗昭） ちょっと質問ですけど、特別支援教室に巡回指導員が回ると。通常いない時間というのは誰かいらっしゃるんですけど。毎日行っているわけじゃないでしょ。そこに補助員とかがいらっしゃるんですけど。

○指導主事（佐藤 誠） 特別支援教室ですが、例えば1校の学校に、毎日巡回指導員が行っているわけではないです。例えば月曜日にA校、火曜日にB校というように巡回して指導を行っています。その間、特別支援教育専門員が、その学校で、例えばその学級の児童の見取りをしたり、教材の準備等をしたりしています。

○委員（白川宗昭） 専門員ということですか。わかりました。

○教育長（山下秀男） ほかにございますか。

○委員（紅林由紀子） お尋ねしたいんですけども、小学校で特別支援教室が設置された時に、結構、空き教室という、特別支援教室に使うスペースの確保が大変だったという学校もあったということをお聞きしたんですけど、中学校においては、その点は問題なくクリアできているんでしょうか。

○指導主事（佐藤 誠） 中学校の教室につきましても現在工事中の所もございますが、4月まですべての学校6校で、順次できる予定となっております。

○教育長（山下秀男） ほかにございますか。

よろしいですか。それでは、以上で報告事項2を終わります。

次に、報告事項3「第67回昭島市成人式の実施結果について」事務局より説明をお願いいたします。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 報告事項3「第67回昭島市成人式の実施結果について」ご報告申し上げます。

昭島市成人式は、毎年約800人前後の新成人と御来賓、恩師等が一堂に会し、市内ホテルの宴会場で式典と軽食を取りながらの懇親会をとり行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校区で午前、午後に分けて十分な感染症対策を講じての開催といたしました。成人式直前に緊急事態宣言が発令されたことにより、多くの自治体で中止やオンライン開催の決定がなされましたが、本市は、一生に一度の門出を祝福するため、慎重に検討を重ね、さらなる式典時間の短縮や来賓の自粛、座席の間引きなど徹底的に感染症防止対策を強化し、開催を決定いたしました。

資料を御覧ください。「1開催日」から「3開催方法」までは御覧のとおりでございます。

「4式典内容」でございますが、教育委員以外の来賓を自粛いただき、紹介もお名前のみとし、予定していた抽選会も中止とし、さらなる時間短縮をいたしました。

「5 感染症対策」でございますが、会場であるホテルと入念な検討を重ね、建物への入口を 1 カ所のみとし、入口手前での個別検温、手指消毒とマスク着用を徹底いたしました。建物内、会場には 32 カ所に消毒容器を置き、受付では案内はがきに連絡電話番号の記入をお願いし、座席までの動線に多くの職員を配し、着座時に座席番号を貼った案内はがきを回収することで、万一の感染者発生時に個人が特定、追跡できるようにいたしました。従事した職員等には、集合時に検温、消毒のほか、常時マスク、フェイスシールドと二重手袋を着用し万全を期しました。また、新成人に式典後の会食や集いを厳に慎むよう、会場案内や実行委員からの呼びかけ、ポスター掲示などで、繰り返し呼びかけを行いました。なお、本日で式典から 10 日経ちましたが、成人式によるコロナ感染等の情報は入っておりません。

「6 参加状況」は、御覧の表のとおりでございます。午前が 333 人、午後が 260 人合計で 593 人となりました。出席率を見ますと、女性より男性の出席が多く、また全体では 57.9 %と例年の 75%前後よりは落ちましたが、多くの新成人の方々に参加をいただきました。

以上、御報告申し上げます。

○教育長（山下秀男） 報告事項 3 について説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

○委員（氏井初枝） 先ほどお話しいただきましたように、私は午前の部に参加させていただきました。成人式に関しましては、いろんな所で中止だとかいうことを新聞などで目にしていまして、そういう中で昭島と杉並が行うというのを読みました。私自身、正直なことを言うと、ちょっと感染のことに関しては不安が、ちょっとなんですけどあったんですね。でもホテルに入りますと、本当に感染予防の防止がきちんと徹底されているので、すごく私自身も安心しました。成人の方たちの明るい顔を拝見しまして、本当に昭島市、成人式ができてよかったなと私自身本当に率直な気持ちです。今の話の中では、現時点で感染情報がなかったということで、ますます昭島市はできてよかったなということを感じた次第です。

私もホテルに近づく途中に市民の方とちょっとすれ違ったんですね。全然知らない方なんですけど。でも、その方たちお二人は、昭島市は成人式ができて本当によかったわねと、全然関係ない通りすがりの方だったと思うんですけども、そうやっておっしゃっていたのを耳にして、ホテルに近づいて万全な体制を見て、本当にとにかく昭島市はできてよかったなという一言に尽きます。本当に御苦労が多かったと思いますけれども、お疲れ様です、ありがとうございました。

以上でございます。

○社会教育課長（伊藤雅彦） まず、実施した自治体ですが 7 自治体ございまして、東京都で 1 区 5 市 1 町が成人式のほうをやらせていただきました。また、感染症対策ですが、前夜まで会場であるホテル側といろいろな意見提案をお互いにして、そういうこともあるんだという形で、考えられるものをやったつもりでこの成人式を迎えたという形になりました。

以上でございます。

○教育長（山下秀男） ほかにございますか。

よろしいですか。それでは、以上で報告事項3を終わります。

次に、報告事項4「東中神駅南口駅前ロータリーにおける移動図書館車もくせい号の運行について」事務局より説明をお願いいたします。

○市民図書館管理課長（磯村義人） それでは、「東中神駅南口駅前ロータリーにおける移動図書館車もくせい号の運行について」御説明申し上げます。

本年度当初から実施を予定しておりましたものの、今般のコロナ禍により当面の間休止となっておりました東中神駅南口駅前ロータリーにおける移動図書館車もくせい号の運行を開始いたします。

開始日は、令和3年2月4日、運行日時は、毎週木曜日の午後6時から8時まで。ただし、緊急事態宣言が発令されている間は、午後7時までの実施といたします。場所は、東中神駅南口駅前ロータリーで、サービス内容は、予約資料の貸出、リクエストカードの受付、貸出期間の延長及び返却です。

以上、甚だ簡略ではございますが、説明は以上でございます。

○教育長（山下秀男） 報告事項4についての説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですか。特にないようですので報告事項4を終わります。

次の報告事項5「新型コロナウイルス感染症予防に向けた教育活動について(第14版)」から報告事項7「昭島市教育委員会事務局職員の人事異動について」は資料配付のみとさせていただきますが、事前にお目通しいただく中で御意見等あればお願いしたいと思います。

○委員（紅林由紀子） すみません、この新型コロナウイルス感染症予防に向けた学校の対応について(第14版)の内容について、ちょっといくつかお尋ねさせていただきたいと思います。この内容自体はまず1点はどこまで配られるかというか、内容については、これを元としていろいろな形を変えて出されるのかもしれないんですけども、どこまでどういう形で周知されるのかということ、まず1点、お伺いしたいと思います。

そして2点目については、8ページに、校外での学習はこの期間中止というふうに書かれていますけれども、中学校の宿泊イベントは3月に多分、予定されている、皆さん受験を終わって、されていると思うんですけども、これについては今どういうふうな形になっているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、13ページの「新型コロナウイルス感染症に対する学校の対応について」ということで、この対応のフロー図が書かれていて、とてもわかりやすくてよかったんですけども、このまず本人が感染した場合、治癒するまで出席停止というふうにありますけれども、これは、登校する際には、インフルエンザとかだと治癒証明書というのが必要になりますけれども、これも治癒証明書というものがなくなってくるのか、それは再度PCR検査をしたりとか、そういうことで

お医者さんがくれるのかということをお伺いしたいというふうに思います。

あと、下から２段目の段に、本人または同居家族に風邪の症状があるということで、本人は出席停止ということなんですけれども、高熱や呼吸器症状が続く場合は相談ということなんです、これの何日間とかいう目安は出されているのかどうかという点をお伺いしたいと思います。

あと最後に 14 ページの一番最後のところで、すみません、私は不勉強で全然知らなかったんですけれども、児童・生徒が濃厚接触者または検査対象者と指定された場合は、学校が保健所に検査キットを取りに行き、関係児童・生徒宅へ配布・回収、保健所への配送を行うというふうに記されていて、これは学校がする仕事だったんだなというふうにちょっと驚いたんですけれども、これは当然のことなんでしょうか。それをされる場合は、どなたか担当の先生みたいな方が、養護教諭の先生とか決まっていらっしゃるのかと、このあと感染がもっと拡大していった場合、かなり先生方のお仕事、業務としては結構大変なことになってくるんじゃないかという不安をちょっと感じまして、ちょっとお伺いしたいと思いました。以上です。

○指導課長（吉成嘉彦）　こちらについての、まず一番初めに御質問いただいた配布の範囲ですけれども、これは毎回改定するたびに学校に配布しております。学校によっては、教員の分も印刷して教員周知の徹底ということでやっているところもありますし、さらには当然、このまま私どもも保護者宛てにつくったものではない、学校の一つの指針として示しているものですから、学校のほうからはこれを元に学校の方針ということでお手紙を出したりとか、ホームページに掲載しているところがあります。これも必ずというか、一応、これは指針ということで学校の環境等によって変わってくるところもありますので、御相談いただきながら学校の実情に適応した感染対応ということで進めているところでございます。

２点目の 8 ページにございます校外での学習は中止とするということで、修学旅行にかわる 3 月のフォレストイン昭和館での宿泊について御心配いただいているところですが、これについては 6 ページの一番上、四角囲みのところで、星印は当面の間ということで、感染状況が緩和されると思われる 2 月 7 日ということでちょっと期限を決めておりまして、宿泊学習は 3 月ですので、今の段階ではそれが切れるであろうと。ただ状況によってこれは変わってきますので、我々としてもできるだけの対策を講じてやらせたいという気持ちはありますけれども、まずさまざまな状況を見ながら的確に判断をしたいと思っていますところではございます。

ちなみに星印がついているところは当面 2 月 7 日までということで、今回 14 番の中で示したのは、ここのところが非常に大きいところでございます。

続きまして、13 ページのところで、本人が感染した場合の治癒証明ですけれども、基本的にこれは感染症になっておりますので、学校では普段感染症に関しては治癒証明を出していただいているので、同じように取扱をいただいていると理解をしているところでございます。

あと、もう一つのところで御質問いただいたところ、ちょっと十分把握しかねたところなんです、ちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。

○委員（紅林由紀子） この治癒証明書に関しては、お医者さんのほうで再度 PCR 検査とかそういうことをした上での治癒証明書を書かれていらっしゃるのかどうかというの、どうなのでしょうというのがありました。

○学校教育部長（高橋 功） すみません、そのところ、まず陽性者になったというのは、PCR 検査を受けて、それで陽性者になっているということで、今、保健所のほうの指導としては、確かその時点から 10 日間療養をしてくださいと。要はなった時点の前になっているので、判定があった以前にもうなっているもので、そこから通常は 10 日間様子を見てもらって、そのあと咳が出るとか喉が痛いとか、そういう自覚の症状がなければ治癒をしたという判断をしております。これは治癒証明とか改めて PCR 検査を受けなくても、それで例えば勤めている人であれば職場に復帰していいという判断になっています。市もそれを踏まえて、市の場合はそのあとも一定期間様子を見ようということになっていますが、基本的には改めて PCR 検査を受けるのではなくて、陽性とわかった段階から 10 日間というふうに保健所から指導されているので、そのような形で、陽性になった場合は保健所の指導が子どもたちも入りますので、その指導に基づいて学校に復帰をしているというふうに理解をしています。

○教育長（山下秀男） では、続けて指導課長お願いいたします。

○指導課長（吉成嘉彦） あともう一つ、14 ページの濃厚接触者の検査対象者対応の所からの御質問じゃないかと思っております。この対応については、当初、陽性者の可能性があるということで、検査対象者になった生徒であったり教員であったりということで、当然、これは学校の仕事ではないというふうに我々は承知しております。私どものほうで、全部保健所のほうに行ってキットを持ってきて、そして関係の家庭等に配布しますよというお話をさせていただいたところなんですが、学校側のほうで一番、児童・生徒の自宅であったりとか理解をしているのは当然学校であって、そして次に行った時に保護者の方の御意見であったりとか状況等も把握したいというところがあったので、ぜひ学校でということがあって、こちらとしては当然、それでも緊急に対応しなくちゃいけないというところもあれば、いつでも対応する状況でいますからということで、校長会とも相談した中で、まずは学校でできるだけことをやらせていただいて、迅速にということですね。それで当然、もちろんこちらとしてもやりますよという合意の元でこのように示させていただいているというふうに御理解いただきたいと思います。

○教育長（山下秀男） 今、学校教育部長のほうから最新の保健所の指導が 10 日間ということなんですが、学校の取扱としては、まださきにあったように 14 日間ということですよね。

○学校教育部長（高橋 功） 陽性になった場合。

○教育長（山下秀男） そうそう、濃厚接触者。

○学校教育部長（高橋 功） 濃厚接触者は 14 日間です。

○教育長（山下秀男） で、陽性になった場合には発症してから 10 日間、PCR 検査を受けないで、その後 10 日間、そういうことですね。

○学校教育部長（高橋 功） はい。

○教育長（山下秀男） これ、ちょっとこの第 14 番に示されているところは、既にもう変わっていて、これからまた直さなければいけないところがありますので、常に最新の情報で更新が必要なんですけど。

○指導課長（吉成嘉彦） 御質問にないことでお話なんですけれども、実はもう 14 版、つい最近出したばかりなんですけど 15 版の用意をしているところです。というのは、これまで学期の中で児童・生徒一人でも陽性患者が出た場合には、学級閉鎖というところが学校の判断でできていたところなんですけれども、ここに来て東京都のほうから通知が来まして、陽性者等が出た場合、濃厚接触者が出た場合には、教育委員会が学校から事情をしっかりと聴取した上で、保健所に相談もして、保健所の指導を仰ぐということになっています。ですので、最終的には臨時休業の決定は教育委員会が行うということになってきています。ただ、今感染者だったり濃厚接触者が出た場合、じゃあ誰がこのあと濃厚接触者になるだろうかということについては、保健所も逼迫しておりまして、それまでに結構時間がかかってしまう。その間に濃厚接触者なのかかわからない児童・生徒が学校に来てしまうということが懸念されて、そこでの感染爆発ということが非常に心配なところがあったものですから、先ほど教育長からもお話があったとおり 18 日に改めまして、各家庭に、そういった場合には登校を控えるということで啓発するような通知を出させていただいたところです。

○教育長（山下秀男） 氏井委員。

○委員（氏井初枝） 報告資料 5 に直接関係ないことでもよろしいでしょうか。

最近テレビで知ったことなんですけれども、家族の中で陽性者がいない、自分はもちろん陽性ではないというような小学生や中学生のお子さんが、自主休業をしているというケースがすごく増えてきているというような番組を見て、ちょっと私はそういうのを知らなかったもので、びっくりしたんです。一つのケースは、休んでいる子はなんでもないんですけれども、家族の中に持病を持っている人が何人かいて、自分が学校に行くことによって感染をしてしまって、家族に移したら大変ということで自粛している子どもがいる。もう一つのケースは、受験勉強をしている姉妹がいて、一生懸命寝る時間も惜しんで勉強しているのを見ている子が、自分が学校に行ったら大変、受験ができなくなってしまったらかわいそうというような気持ちで自粛しているというケースが紹介されていました。ちょっと詳細は忘れてしまったんですけれども、今のケースはちょっと違うケー

スでも、本人が元気で家族になくても自主休業が認められているというところもあるようなことが紹介されていたような記憶があるんですね。そうした場合には、学校のほうでオンライン授業をしていただいて、休んでいる子も授業の遅れがないように対応してもらえているところがあるとか、要望したんだけどその対応は、うちの学校はできないからと断りをされてしまった、でも休むことは認めてもらっているとか、いろいろなことの話がありました。

昭島市でそういうようなケースがあるのかないのか、もしあったときの対応というのはどういうふうになるのか、もしお考えがありましたら教えていただけたらと思います。私、全然そういうことは思ってもいなかったことだから、ちょっとびっくりしたんですけれども。以上です。

○指導課長（吉成嘉彦） そういったお話はいただいております。感染が心配で受験等にも影響が出るであつたりとかいうところから、学校ではなく自宅での勉強ということで学校に御相談をいただいて、学校としては状況等に鑑みまして、できるだけのことを、オンラインではちょっと難しいところがありますけれども、プリントであつたりとか、時折訪問する等しながら、子どもの学習に支障が出ないようなフォローをしていると。ですから、そういった感染はしていない、元気だけでも、じゃあ学校に行きなさいよというような言い方はどの学校もしていなくて、それぞれの家庭、子どもの状況等によって対応、そして学習の保障としてはホームページもそうですけれども、基本的にはプリント等、そして直接に顔を合わせて対面しながら、少しでも情報を聞いて悩み等の相談を含めてやっていくという対応をしているというふうに学校から確認をしています。

○教育長（山下秀男） 氏井委員。

○委員（氏井初枝） 以前から、私は小学校に勤めていたんですけれども、以前から中学受験をなさるお子さんたちに関しては、どうしても受験時期というのはインフルエンザがはやる時期で、それが嫌がために欠席をしてしまうという状況があるというのは隣の学校なんかも含めてそういうのは耳にしていたんですね。それは本人が受験するというときのことですよね。これも了解みたいな感じで休んだりするケースがあったのはそれは知っているんですけれども、さっき申し上げたように、本人が元気で家族にも誰もいないのに、なったら大変だから休むということがあるんだなということが私もちょっとびっくりしたところなんですけれども、そういうことってというのはありますでしょうか。

○指導課長（吉成嘉彦） 本人がどこまで元気なのかどうかというのはちょっと難しいところなんですけれども、ただ、私どもがきちんと考えなければいけないのは、インフルエンザとは違うということだと思っております。というのは、本人が本人に症状が出なくても、そういったことに感染している可能性あるということであると、やはり身内の方もしくは知り合いの中でそういった方が出たということでは、本人は元気で、やっぱり休まざるを得ない状況もあるだろうなど。自己防衛のためにやっぱり感染防止のためにということであっても、もしかしたらそういった

感染している可能性、濃厚接触になっている可能性もあるということなので、できるだけ保護者の方たちの、また子どもたちの御意向に沿いながら、できるだけ子どもたち自身にあまり影響の出ないような対応をしていきたいと思っております。

○委員（氏井初枝） わかりました。ありがとうございました。

○教育長（山下秀男） 紅林委員。

○委員（紅林由紀子） すみません、先ほどお伺いした点で、1点ありましたのは、13ページの高热や呼吸器症状が続く場合という、本人または同居家族に風邪の症状があるという場合のですね、続く場合の続くというのは、何日間程度かそういった日数みたいなものは具体的に提示はされていらっしゃるのでしょうかという点を、すみません、ちょっとお伺いしたかったんですけども。13ページの下から2つ目の四角の中の点ですね。

○教育長（山下秀男） これは特にないんですよ。

○委員（紅林由紀子） では本人というか、家族の感じで。

○教育長（山下秀男） なるべく早く相談したほうがいいと思うんですよ。少しでもちょっとしつこいとか続くとか思ったらですね。それは感覚的というか、時事に照らして相談をすると。期間的なことは特に定めていないようですね。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございました。

○教育長（山下秀男） ほかにございますか。

よろしいですか。それでは報告事項につきましては以上となりますが、全体を通して委員さんのほうから何かあれば御発言いただきたいと思います。

それと、本日、お手元に「昭島の象徴 なぜクジラ？」と、読売新聞の記事を反映させていただいております。これについて報告をお願いしたいと思います。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 今週の月曜日に読売新聞の朝刊、多摩版の中で「東京探Q」というシリーズものがございまして、昨年の12月から取材を受けていまして、「昭島で何でクジラなの？」というようなことで載せたいというお話がありまして対応させていただきました。

今日、ちょっと時間がなくてカラー版でお見せできなかったのです多摩版のほうにこういう形でカラーで載っております。後ほど、もしあれでしたら原本がありますので。

内容的には、昭島は街中がクジラだらけだというようなところから、それから昭和36年の発見から平成30年の新種認定までのことが書かれております。

今年は、クジラが発見されてちょうど60周年で、この取材があった時には「昭

島でどうしてクジラなの」だけだったんですが、60周年、50周年は多分何もできるような状況ではなかったので、60周年は、ぜひ私どもも市民の皆様も楽しめるような企画を、夏休み、ちょうど8月20日に発見されていますので、その前後にかけてイベントを組みたいというふうに考えておりまして、そのようなことを話したらこのような大きな記事で取り上げていただきました。

アキシマクジラ、御存じのとおり50年間ぐらい何もされていなくて、それでこのところで群馬のほうの御協力で平成30年の1月1日に新種認定されて、その時にはたくさんの新聞とかニュースで取り上げていただいたんですが、ちょうどそれから3年経った今年、またこのような大きな記事でアキシマクジラが取り上げられたということは、担当としても非常に嬉しく思っております。ぜひ60周年の記念事業の時、また皆様方のお力をお借りすると思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長（山下秀男） ありがとうございます。委員の皆さんの御発言等ありますでしょうか。

よろしいですか。それでは、「その他」に移りたいと思います。次回の教育委員会の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○庶務課長（加藤保之） 次回の令和3年第2回教育委員会定例会は、令和3年2月18日、木曜日、午後2時30分から市役所庁議室において開催いたします。

なお、本日、定例会終了後に予定をされておりました教育委員と市立小中学校長との情報交換会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面での開催を見送り、書面による情報交換を行いたいというふうに考えております。

詳細について決まりましたら改めて御案内をいたします。

以上です。

○教育長（山下秀男） 次回、2月18日、木曜日につきましては、午後2時30分から市役所庁議室において開催をいたします。

それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和3年昭島市教育委員会第1回定例会をこれにて閉会といたします。本日はありがとうございました。

以上

年 月 日

署 名 委 員

2 番 委 員

3 番 委 員

調 整 担 当